

青森県報

第三千六百五十一号

平成二十五年
二月八日

(金曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
 公共測量の終了……………(監理課) ……一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
 出先機関……………(同上) ……二

土地改良区の定款変更の認可……………(県北地域局) ……三

教育委員会

県文化財の指定の解除……………(文化課) ……三

公安委員会

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……三
 汎用電子計算機システム用プログラムプロダクト等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……八
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同上) ……一〇

告 示

青森県告示第八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所	廃止年月日
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	地域移行支援	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	平成二五・一・三
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	地域定着支援	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	"

青森県告示第八十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量(3級水準測量)
- 三 測量の期間
平成二十四年八月九日から平成二十五年一月二十五日まで

四 測量の地域

弘前市大字鳥井野、弘前市大字駒越

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ弘前店
弘前市大字高田五丁目二の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ
東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇
代表取締役 成沢潤治
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ
東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇
代表取締役 成沢潤治
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年九月二十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、五三五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数

一一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

七六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

六二・九平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一七・八六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年一月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年二月八日から同年六月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年六月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を平成二十五年一月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年二月八日

上北地域県民局長 中 田 哲

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

次の表に掲げる県重宝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、平成二十四年九月六日付けで重要文化財に指定され、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第三項の規定により、県重宝の指定を解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月八日

青森県教育委員会

種別	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は 管 理 者	指定告示年月日 及び告示番号
県重宝	二枚橋(二) 遺跡出土品 (一括)	六〇二点	むつ市大畑 町中島一〇 八番地五	むつ市	平成十四年四月 十七日青森県教 育委員会告示第 四号

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七
条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十五年四月
一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安
全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の二第一項
第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）
を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合
における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、
競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次の
とおり定めたので、同令第六十七条の五第二項及び第六十七条の十一第三項にお
いて準用する同令第六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六
十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、
県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しな
いものとする。

- (一) 令第六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人
又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 令第百六十七条の四第二項各号(同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)(第二条第二号に規定する暴力団をいう。)(

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)(

イ 役員等(法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(をいう。)(以下同じ。)(が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品等の供与」という。)(をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、役務契約の予定金額に対応する等級(二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。)(の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(における自己資本額(純資産の部の合計額)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)(

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。)(第四十三条第七項に規定する事業主にあつては、所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者)をいう。)(の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十五年二月八日から同月二十二日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

- (二) 商業登記事項証明書の原本又は写し
- (三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。）
 - 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
- (四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）
 - 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等すべての納税証明書
- (五) 許認可証等の写し
 - 契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し
- (六) 障害者雇用状況報告書の写し
- (七) ISO認証取得登録証の写し
- (八) 役員等一覧表（様式第三号）
- (九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）
- 2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。
- 3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により、日本通貨に換算し、記載しなければならない。
- 五 資格審査の結果の通知
 - 資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。
- 六 競争入札参加資格の格付の有効期間
 - 競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から平成二十八年三月三十一日までとし、有効期間の経過後においても継続して競争入札参加資格の格付を希望する者は、平成二十八年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請等に係る公示に基づき、資格審査を申請しなければならない。
- 七 申請書の記載事項の変更届等
 - 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更

- (休・廃業)届（様式第四号）を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。
- ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。
- 1 商号又は名称
- 2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 希望する業務

記

役務の提供

2 希望する業種（複数業種記入禁止）

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

フリガナ 商号又は 住所又は 所在地					代表者 氏名
主たる営業 の所在地	〒				職 氏 名
本申請の担 当者	部署名 A-07FV13	担当者名	電話番号 FAX番号	電話番号 FAX番号	電話番号 FAX番号
希望する 業務	役務の提供				
希望する 業種					

(単位：千円)

平均生産 販売額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額 (①+②)/2	役 務
	①	②		
自己資本額	資本金(元入金)			
職 員 数	総資産合計(次年度繰越純資本金額)	その 他		計
	技術関係職員	事務関係職員	人	
経 営 比 率	流動資産()	×100=		%
	流動負債()			
営 業 年 数	創 業 日	現組織変更日	営業中断期間	通 算 年 数
	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務			
	法定雇用率達成 有 ・ 無 雇用障害者数 有 ・ 無 人			
ISO認証取得	有 (ISO9001又はISO14001)			無

注) 太枠の欄は記入しないでください。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第4号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので
届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

汎用電子計算機システム用プログラムプロダクト等賃貸借契約に係る一般競争
入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十
二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年二月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書の
とおりとする。

汎用電子計算機システム用プログラムプロダクト等一式

二 賃貸借期間

平成二十五年四月一日から同年十二月三十一日

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
い者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加
資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加
資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフト
ウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受け
ていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれ
に準ずるものとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が
継続している者でないこと。

5 平成二十三年四月一日以降において、全国警察本部等との間に、電子計算組織
に係る機器等賃貸借契約を締結した（平成二十三年三月三十一日以前に契約を締
結し、継続して平成二十三年四月一日以降も賃貸借している契約も含む）実績を
有する者であること。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七二三 四二一一
- 2 入札書の提出期限
平成二十五年三月二十五日 午前十二時
- 3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部三階 第二会議室
平成二十五年三月二十五日 午後一時三十分
- 5 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）（第三百二十二条第一項第一号の規定により免除とする。
- 六 契約保証金に関する事項
契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとする。
1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 契約書の取り交わし時期
平成二十五年四月一日
- 八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 九 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札、入札説明書により義務づける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

5 入札手続の停止等

平成二十五年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について、停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Electronic computer program product, and the like
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

12:00 A.M. March 25, 2013

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第307号）第4条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第11条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量
緊急配備管理装置インターフェースシステム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年十二月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目一五の二二
- 六 契約金額
百三万千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十四年十一月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭